

条例第 22 号

宇和島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 9 月 27 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの</p> <p>(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第3条から前条までの規定</p> <p>(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法_____により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項_____の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定</p> <p>(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項</p>

<p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>	<p>の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) <u>第5条及び前条の規定</u></p> <p>(情報通信技術の進展への対応)</p> <p><u>第11条</u> 市は、<u>情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、市民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の条例等の規定により従前の市の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この条例の施行の日前に従前の市の機関に対してその手続がされていないものについては、条例等に別段の定めがあるもののほか、この条例の施行後は、これを、この条例による改正後の条例等（以下「新条例等」という。）の相当規定により相当の市の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新条例等の規定を適用する。